

大阪府みどりの基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は市街地のみどりを増やし、潤いとやすらぎのある大阪の実現を図るため、予算の定めるところにより、多くの人の目に触れる場所での良好な緑陰等の整備、モデルとなる施設緑化及び地域の緑化活動に関する事業で知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という）に対し、大阪府みどりの基金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付対象事業、補助の対象、補助金の額、交付率は別表1のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助事業者が消費税課税事業者のときは、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

2 補助事業者は補助金交付決定後、交付対象事業に着手し、当該交付年度内に完了しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請は、大阪府みどりの基金事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という）（様式第1号）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式第1-1号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第1-2号）
- (3) 補助金以外の経費負担及び補助事業の効果の概要（様式第2号）
- (4) 大阪府みどりの基金事業収支予算書（様式第3号）
- (5) 大阪府みどりの基金補助事業設計書（様式第4-1号から4-4号のいずれかに該当するもの）
- (6) 大阪府みどりの基金事業箇所別事業計画書（様式第5号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 交付申請書は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

4 交付決定後、補助事業者が、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第1-3号）を提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査、必要に応じて現地調査を行い、法令等に違反しないか、補助事業の目的、内容等が適当であ

るか及び金額の算定に誤りがないかを調査し、交付申請書が到達してから、30日以内に当該申請にかかる補助金を交付するか否かを決定するものとする。ただし、交付申請書又は添付書類の補正に要する期間は30日に含まない。

- 2 知事は、前項の調査の結果、補助金を交付することが適当であると決定したときは、大阪府みどりの基金事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、不適当であると決定したときは、理由を付して、交付しない旨の決定を大阪府みどりの基金事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（経費配分の軽微な変更等）

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表2に掲げる知事の承認を必要とする重要な変更以外のものとする。

- 2 規則第6条第1項1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府みどりの基金事業補助金補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府みどりの基金事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

- （1）補助事業者は、本交付要綱及び関係要領、その他関係法令に従うこと。
- （2）補助事業者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても、実感できるみどりづくり事業及び良好な緑陰づくり支援事業で7か年間以上、みどりづくり推進事業で5か年間以上は、管理者の善良なる注意をもって管理するとともに、効率的かつ効果的な運営を図ること。
- （3）補助事業者は、交付対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしなければならない。
- （4）補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書面を整備して、前項の支出簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後10か年間保存しなければならない。
- （5）その他、知事が必要と認めるもの。

（補助金の交付の申請の取り下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して15日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はな

かったものとみなす。

(状況報告)

第8条 補助事業者は規則第10条に定める報告を、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める日までに知事に提出することにより、行わなければならない。

- (1) 大阪府みどりの基金事業補助金補助事業着手届（様式第10号）
当該事業に着手した日から起算して10日を経過した日
- (2) 大阪府みどりの基金事業補助金補助事業完了届（様式第11号）
当該事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日

- 2 知事は、前項に定める報告のほか、交付対象事業の遂行に関し検査を行ない、状況報告を求めることがある。補助事業者は知事の請求に基づき、必要な報告を行わなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、大阪府みどりの基金事業補助金補助事業実績報告書（様式第12号）を交付対象事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に（規則第12条後段に規定する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の4月30日までに）知事に提出することにより規則第12条に定める報告を行わなければならない。

- 2 規則第12条の知事の定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 大阪府みどりの基金事業補助金補助事業収支精算書（様式第13号）
 - (2) 補助事業の実績（様式第14号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪府みどりの基金事業補助金確定通知書（様式第15号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付する。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、補助金の額の確定の通知を受け取った日以降、速やかに大阪府みどりの基金事業補助金交付請求書（様式第16号）

を知事に提出しなければならない。

- 3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとするものは、交付の決定通知を受け取った日以降、大阪府みどりの基金事業補助金概算払請求書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第19条第4号及び第5号の規定により、知事が定める財産は、取得財産等のうち一個又は一組の取得価格が10万円以上の財産及び効用の増加価格が10万円以上の財産とする。

- 2 規則第19条ただし書の知事が定める期間は、実感できるみどりづくり事業及び良好な緑陰づくり支援事業は7か年間とする。また、みどりづくり推進事業は5か年間とする。なお、起算日は補助金の額の確定通知に記載された通知日とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ大阪府みどりの基金事業補助金財産処分承認申請書（様式第18号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。
- 5 取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があり又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を、府に納付させることがある。ただし、補助事業者に交付された補助金の額を限度とする。

（その他）

第13条 本要綱に規定する事務について、府農と緑の総合事務所長の職にある職員に権限を委任する規則（平成8年3月29日大阪府規則第26号）第8条の規定により補助事業の所在地を管轄する府農と緑の総合事務所長が補助金の交付に関する事務を行う場合は、本要綱第3条から前条（ただし、第10条に規定する調査はのぞく）までの規定の各号中「知事」とあるのは「府農と緑の総合事務所長」と読み替えるものとする。

- 2 知事は、第10条に規定する調査を実施したときは、補助事業検査調書（府補助金に係る予算の執行等の適正化及び補助事業検査調書の様式について（平成18年9月29日大阪府出納長大阪府総務部長通知））により、みどりづくり推進事業については、府農と緑の総合事務所長に通知するものとし、実感できるみどりづくり事業及び良好な緑陰づくり支援事業については、知事に通知するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

別表 1

交付対象事業		補助の対象	補助金の額	交付率
実感できるみどりづくり事業		(1) 実感・みどり事業者による緑陰等の整備 (2) 緑化プランに基づき周辺の民間事業者等が行なう緑化整備 (3) 緑化促進活動にかかる経費 補助対象項目等は、実感できるみどりづくり事業実施要領に定める	(1) 上限 1,000 万円 (2) 上限 200 万円 (3) 上限 50 万円	事業費の 1 / 2 以 内
みどりづくり推進事業	みどりづくり施設助成	補助対象項目等は、みどりづくり推進事業実施要領に定める	上限 300 万円	
	みどりづくり活動助成			
良好な緑陰づくり支援事業		補助対象項目等は、良好な緑陰づくり支援事業実施要領に定める	上限 50 万円	

別表 2

重 要 な 変 更	
経費配分の変更	1 事業費の 20%を超える減 2 工事種別の経費の額の 20%を超える減
事業内容の変更	1 施工主体又は施工位置・面積の変更 2 工事種別の数量、延長の 20%を超える減少、又はその事業単価の 20%を超える増加を伴う事業内容の変更

「工事種別」とは、様式第 3 号の「工事種別の経費内訳」に記載の区分をいう。